

## 成蹊大学法務研究生に関する規則

制 定 2020年5月20日  
大 学 評 議 会

(趣旨)

**第1条** この規則は、成蹊大学大学院法務研究科(以下「本大学院」という。)の廃止後における本大学院修了生の勉学の支援を目的として設ける「成蹊大学法務研究生(以下「研究生」という。)制度」に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規則における「研究生」とは、本大学院の課程を修了し、成蹊大学(以下「本学」という。)において引き続き法曹になるための勉学を続けることを認められた者をいう。

(研究生支援チーム)

**第3条** 研究生の支援を行うため、研究生支援チーム(以下「支援チーム」という。)を置く。

2 支援チームは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本学の専任教員である者のうち本大学院の教授であった者
- (2) その他学長が必要と認めた者

3 学長は、前項第1号に掲げる構成員のうちから、1名を幹事に指名する。

(受入れの手續)

**第4条** 研究生としての受入れを希望する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を整え、学長室研究助成課(以下「研究助成課」という。)に願出しなければならない。

- (1) 願書(本学所定用紙)
- (2) 研究計画を記載した書類

2 研究助成課は、前項の出願があった場合には支援チームに審査を求め、合格と判定されたときは、出願者にその旨を通知する。

3 前項の通知を受けた者は、所定の期日までに第6条に定める研修料を納入しなければならない。

4 学長は、前項の手續を完了した者について、受入れを決定する。

(研究期間)

**第5条** 研究生の研究期間は、次のいずれかとし、出願時に申し出るものとする。

- (1) 半年(4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から3月31日までの期間)
- (2) 1年(4月1日から3月31日までの期間)

2 前項の規定にかかわらず、研究生が研究期間開始後に研究期間の短縮を願出たときは、学長は、支援チームの意見を参酌した上で、これを許可する。

3 学長は、必要がある場合は、研究期間について半年又は1年の延長を認めることがある。ただし、本大学院研究生であった期間を含めて通算5年を超えることができない。

4 前項の場合において、研究期間の延長を希望する者は、第4条第1項に定める書類に代えて、研究期間延長願を提出し、許可を受けなければならない。

(研修料)

**第6条** 研究生が納入すべき研修料は、半期で3万円とする。

(研究生証)

**第7条** 研究生には、研究生証を交付する。

2 研究生が登校する際には、研究生証を携帯しなければならない。

(研究生の身分の取り消し)

**第8条** 学長は、支援チームからの申出に基づいて、研究生について次のいずれかに該当すると認められるときは、当該研究生の身分を取り消すことができる。

- (1) 勉学の進捗状況が思わしくなく、研究計画に基づく成果を上げることができないと判断される場合
- (2) 研究期間が1年の者で、10月31日までに後期分の研修料を納入しない場合

(3) 本学の学修環境を著しく阻害すると認められる場合  
(施設の利用)

**第9条** 研究生は、大学1号館自習室その他勉学に必要な施設を利用することができる。  
(事務の所管)

**第10条** 研究生に関する事務は、研究助成課が所管する。  
(規則の改廃)

**第11条** この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。  
**附 則** (略)